

新	旧
2024年2月28日制定 2024年5月23日改定 2024年9月30日改定 <u>2024年11月15日改定</u>	2024年2月28日制定 2024年5月23日改定 2024年9月30日改定
第1条～第29条 (略)	第1条～第29条 (略)
附 則	附 則
この規程は、2024年2月28日から施行する。	この規程は、2024年2月28日から施行する。
附 則	附 則
この規程の一部改正は、2024年5月23日から施行する。	この規程の一部改正は、2024年5月23日から施行する。
附 則	附 則
1 この規程の一部改正は、2024年9月30日から施行(以下「施行日」という。)する。	1 この規程の一部改正は、2024年9月30日から施行(以下「施行日」という。)する。
2 第23条第1項に定める「取得価格または効用の増加価格」について、「取得価格」は、補助対象経費により購入した機械、器具、備品等の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。以下同じ。）をいい、「効用の増加価格」は、補助対象経費により施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等及びその設置等に係る工事費）をいう。	2 第23条第1項に定める「取得価格または効用の増加価格」について、「取得価格」は、補助対象経費により購入した機械、器具、備品等の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。以下同じ。）をいい、「効用の増加価格」は、補助対象経費により施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等及びその設置等に係る工事費）をいう。
3 第22条第4項、第23条第1項、第2項、第3項及び附則で定める「処分」の定義は、以下のとおりとする。	3 第22条第4項、第23条第1項、第2項、第3項及び附則で定める「処分」の定義は、以下のとおりとする。
一 転用 処分制限財産の所有者の変更を伴わない、補助金交付の目的に反する使用	一 転用 処分制限財産の所有者の変更を伴わない、補助金交付の目的に反する使用
二 譲渡 補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更	二 譲渡 補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更
三 交換 補助金交付の目的に反する、処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換	三 交換 補助金交付の目的に反する、処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換
四 貸付け 補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更	四 貸付け 補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
五 担保に供する処分 補助金交付の目的に反する、処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定	五 担保に供する処分 補助金交付の目的に反する、処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定
六 取壊し 処分制限財産の使用を止め、取壊すこと	六 取壊し 処分制限財産の使用を止め、取壊すこと
七 廃棄 処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること	七 廃棄 処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること

新	旧
<p>4 なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金の交付目的に反しない使用として「処分」には該当しないものとする。</p> <p>一 業務時間外や休日等を利用して補助金交付の目的たる事業の遂行に支障をきたさない範囲で一時的に転用する場合</p> <p>二 処分制限財産（施設に限る）の一部について付帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合</p> <p>三 補助金交付の目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合</p> <p>5 第23条第3項の承認をする場合には、原則として、附則第8項に定める金額を全国商工会連合会に納付する（補助金交付前に承認する場合には、納付すべき金額を交付額と相殺する。以下同じ。）旨の条件を付すものとする。</p> <p>6 担保に供する処分の申請については、原則として、資金繰りの悪化等により補助金交付の目的たる事業の継続が困難であると認められる場合には、担保権実行時に全国商工会連合会に納付する旨の条件を付して承認する。</p> <p>7 前2項の規定に関わらず、事情を勘案して、納付の条件を付さないことができる。</p> <p>8 全国商工会連合会への納付額は、以下のとおりとする。</p> <p>一 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡金額又は貸付金額（ただし、当該譲渡金額又は貸付金額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が補助対象経費総額に占める割合。以下同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>二 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。</p> <p>三 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、前記（1）における有償譲渡の場合と同じ金額とする。</p> <p>四 前記第一号及び第二号において、処分のための撤去費用等が生じる場合は、譲渡金額、貸付金額又は残存簿価相当額等から当該費用の額控除した後、補助率を乗じるものとする。</p> <p>9 施行日以降に全国連会長が第7条第2項の規定に基づく交付決定を行った場合における適正化</p>	<p>4 なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金の交付目的に反しない使用として「処分」には該当しないものとする。</p> <p>一 業務時間外や休日等を利用して補助金交付の目的たる事業の遂行に支障をきたさない範囲で一時的に転用する場合</p> <p>二 処分制限財産（施設に限る）の一部について付帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合</p> <p>三 補助金交付の目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合</p> <p>5 第23条第3項の承認をする場合には、原則として、附則第8項に定める金額を全国商工会連合会に納付する（補助金交付前に承認する場合には、納付すべき金額を交付額と相殺する。以下同じ。）旨の条件を付すものとする。</p> <p>6 担保に供する処分の申請については、原則として、資金繰りの悪化等により補助金交付の目的たる事業の継続が困難であると認められる場合には、担保権実行時に全国商工会連合会に納付する旨の条件を付して承認する。</p> <p>7 前2項の規定に関わらず、事情を勘案して、納付の条件を付さないことができる。</p> <p>8 全国商工会連合会への納付額は、以下のとおりとする。</p> <p>一 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡金額又は貸付金額（ただし、当該譲渡金額又は貸付金額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が補助対象経費総額に占める割合。以下同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>二 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。</p> <p>三 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、前記（1）における有償譲渡の場合と同じ金額とする。</p> <p>四 前記第一号及び第二号において、処分のための撤去費用等が生じる場合は、譲渡金額、貸付金額又は残存簿価相当額等から当該費用の額控除した後、補助率を乗じるものとする。</p> <p>9 施行日以降に全国連会長が第7条第2項の規定に基づく交付決定を行った場合における適正化</p>

新	旧
<p>法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めに従い管理しなければならない。</p> <p>10 中古資産については、同省令第3条第1項第2号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。 ただし、その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。</p> <p>一 前項で定める期間の全部を経過した資産 当該資産に係る前項で定める年数の20%に相当する年数（1年未満の端数切捨て）</p> <p>二 前項で定める期間の一部を経過した資産 当該資産に係る前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数（1年未満の端数切捨て）</p> <p>11 処分制限財産の中で耐用年数が異なる財産を切り分けることが可能な場合は、それぞれの財産ごとに財産処分制限期間を設定できるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程の一部改正は、2024年11月18日から施行する。</p> <p>2 2024年9月9日から10月7日に第6条第1項に規定する様式第1を全国連会長に提出し、第7条第2項の規定に基づく交付決定が行われた補助事業者は、補助事業が完了したときは、第16条第1項の規定に関わらず、その日から起算して30日を経過した日、または2025年1月6日のいずれか早い日までに様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」を全国連会長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p>様式および別紙一覧（略）</p> <p>様式第1～様式第13（略）</p>	<p>法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めに従い管理しなければならない。</p> <p>10 中古資産については、同省令第3条第1項第2号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。 ただし、その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。</p> <p>一 前項で定める期間の全部を経過した資産 当該資産に係る前項で定める年数の20%に相当する年数（1年未満の端数切捨て）</p> <p>二 前項で定める期間の一部を経過した資産 当該資産に係る前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数（1年未満の端数切捨て）</p> <p>11 処分制限財産の中で耐用年数が異なる財産を切り分けることが可能な場合は、それぞれの財産ごとに財産処分制限期間を設定できるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p>様式および別紙一覧（略）</p> <p>様式第1～様式第13（略）</p> <p>以上</p>